

## 主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号）の取扱い

建設業法第26条第3項第1号による技術者配置の特例（以下「専任特例1号」という。）に基づき、以下の要件を全て満たす場合は、主任技術者又は監理技術者の専任義務を緩和できるものとする。

※ 専任特例1号とは、主任技術者又は監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例のうち、連絡員を追加で配置し、情報処理技術を活用して現場管理を行うものを指す。

### 1 専任特例1号の専任義務緩和要件

以下、(1)から(8)の全ての要件に適合しなければならない。

(1) 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中に請負代金の額が1億円以上（建築一式工事の場合は2億円以上）になった場合、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

(2) 現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中に下請次数が3を超えた場合、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

(4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。

なお、連絡員については、以下の全てを満たすこと。

ア 土木一式工事又は建築一式工事の場合、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであること。

イ 連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また、1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

ウ 連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法7条第2号に記

載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

エ 連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。

オ 連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うものとする。

(5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

(6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

ア 当該建設業者の名称及び所在地

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ウ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

エ 各建設工事に係る次の事項

(ア) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(イ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）

(ウ) 当該建設工事の請負代金の額

(エ) 工事現場間の移動時間

(オ) 下請次数

(カ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(キ) 施工体制を把握するための情報通信技術

(ク) 現場状況を把握するための情報通信機器

(7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。（一般的なスマー

トフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。) また、通信環境については、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- (8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、(2)～(7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

なお、同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

## 2 主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例(専任特例1号)に係る手続き

専任特例1号を活用して、主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、「主任技術者・監理技術者 兼務申請書(様式1及び様式2)」を工事の質問提出期限まで(指名競争入札にあっては、入札会の2日前まで)に先発工事発注者及び後発工事発注者へ提出すること。

発注者は、提出された申請書の内容を確認し、双方の発注者間で兼務の可否について協議を行うこと。後発工事の入札会の前日までに、後発工事の発注者から兼務希望受注者に対して兼務の可否についての結果を伝達するとともに、後発工事の契約締結までに双方の発注者から兼務希望業者に対して「主任技術者・監理技術者 兼務申請に対する回答書(様式-3)」により、協議結果を回答するものとする。

兼務希望業者は、後発工事を落札した場合、「現場代理人等選任届」の備考欄に連絡員を記載し、(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、必要な実務経験を有することを証明する履歴書を添えて)提出すること。また、兼務相手工事の「現場代理人等選任届」(他機関の発注工事においては、同様の書類)の写し、「工事請負契約書」の写しを双方の発注者へ提出すること。